

発議案第1号

奨学金制度等の充実を求める意見書について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成28年3月25日

提出者	盛岡市議会議員	高橋 重幸
賛成者	盛岡市議会議員	天沼 久純
"	"	鈴木 礼子
"	"	兼平 孝信
"	"	伊達 康子
"	"	守谷 祐志

盛岡市議会議長 菊田 隆様

## 奨学金制度等の充実を求める意見書

学費が高騰する一方、世帯収入が下がり続ける中で、家庭の教育費負担が重くなっています。既に大学生の5割超、大学院生の6割超が何らかの奨学金を受給しなくては学業を続けられないのが実態です。

我が国の公的な奨学金制度の中心である独立行政法人日本学生支援機構による奨学金は貸与型の奨学金制度であり、その7割超（貸与金額）が年3%を上限とする利息付きの奨学金（第2種奨学金）となっています。

近年、被貸与者数及び借入金額が増加を続ける一方で、就職難や非正規労働の増加などから、卒業後も奨学金の返還ができずに生活に苦しむ若者が急増しています。

同機構は返還期限の猶予や減額返還等の制度を設けていますが、適用の要件が厳しく、ほとんど対象となりません。また、民間サービス（債権回収会社）による過酷な債権回収等が社会問題ともなっています。

よって、国においては、学習意欲と能力のある若者が家庭の経済状況にかかわらず進学し、安心して学業に専念できる環境を作るため、下記事項の実現を強く要請します。

### 記

- 1 高校生を対象とした給付型奨学金制度を拡充し、大学生等を対象とした給付型奨学金制度を創設すること。
- 2 無利子奨学金を充実させ、延滞金の加算利息はさらに引き下げる。
- 3 返還猶予、返還免除、減額返還等の救済制度の周知と拡充を図り、柔軟に適用させること。また、地方創生の観点から、就職時に地元に戻って定住する場合には奨学金貸与者の返還金の一部または全額を免除する等の制度を創設すること。
- 4 大学等の授業料減免制度を拡充し、高等教育の学費の引き下げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成28年3月25日

盛岡市議会